

富山県農産物検査に関する事務処理要領

制 定：平成 28 年 4 月 1 日
一部改正：平成 30 年 1 月 22 日
一部改正：平成 30 年 4 月 1 日
一部改正：平成 30 年 6 月 7 日
一部改正：平成 31 年 4 月 25 日
一部改正：令和 元年 7 月 31 日
一部改正：令和 3 年 3 月 25 日
一部改正：令和 3 年 4 月 27 日
一部改正：令和 3 年 10 月 8 日
一部改正：令和 4 年 4 月 28 日
最終改正：令和 5 年 4 月 26 日

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 17 条の規定による登録検査機関の登録、法第 18 条の規定による登録の更新、法第 19 条の規定による変更登録及び法第 20 条第 3 項の規定による農産物検査結果の報告の実施に関し必要な手続きについては、法、農産物検査法施行令（平成 7 年政令第 357 号）、農産物検査法関係手数料令（昭和 59 年政令第 143 号）、農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号。以下「規則」という。）、関係告示及び農産物検査に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 213 号農林水産省総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

I 地域登録検査機関の登録等

第 1 登録等の申請書の提出等

登録検査機関であってその農産物検査を行う区域が富山県のみであるもの（以下「地域登録検査機関」という。）の登録、登録の更新（以下「登録等」という。）及び変更登録の申請が富山県に到達してから、富山県知事（以下「知事」という。）が当該申請に対する処分をするまでの標準処理期間は、次のとおりとする。

なお、知事は、処理期間の短縮及び申請者への適切な情報提供に努めるものとする。

処 分 名	標準処理期間
地域登録検査機関の登録	30 日
地域登録検査機関の登録更新及び変更登録	20 日

（注）書類の不備による補正に要した期間及び行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に定める行政機関の休日は、標準処理期間に算入しない。

- 1 地域登録検査機関の登録等及び変更登録を受けようとする法人（以下「申請者」と

いう。)は、規則第13条第1項各号又は同第19条各号に掲げる事項を記載した登録等申請書(以下「登録等申請書」という。)を知事に提出する。

なお、申請者は、申請に先立って相談を希望する場合、県に面談、郵送、電話、FAX又は電子メールにて事前相談を行うことができる。

- 2 1により登録等申請書の提出を受けた知事は、直ちに第2により当該申請書を審査する。
- 3 農産物検査を行う区域の増加に係る変更登録をしようとする地域登録検査機関は、基本要領に規定する変更登録に係る申請書を知事を経由して北陸農政局長に提出する。

第2 登録等の実施

- 1 知事は、確認の結果、申請者による登録等の申請が法第17条第2項各号の登録要件に適合していると認めるときは、規則別記様式第18号による検査機関登録台帳(以下「登録台帳」という。)に法第17条第4項各号に掲げる事項及び規則第17条に定める農産物検査員の住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類を記帳して登録するとともに、当該農産物検査員に対し別紙2「地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル」による農産物検査員証を交付する。
- 2 知事は、国内産農産物の品位等検査を行う地域登録検査機関の登録にあたり、法第17条第2項第1号から第4号に定める要件に適合していることを確認し、登録する。
また、外国産農産物の品位等検査を行う地域登録検査機関の登録にあたり、事務所に円滑かつ適正な検査を実施するために支障がないと認められる明るさ及び広さを有する分析室を備え、かつ農産物検査員が2名以上(うち常駐者1名)いることを確認し、登録する。
- 3 知事は、登録等をしたときは地域登録検査機関の登録通知書を、登録等を拒否したときは地域登録検査機関の登録拒否通知書を、遅滞なく、申請者に送付する。
- 4 次に掲げる公示は、知事が掲示板等に掲載して行うとともに、北陸農政局長と公示内容を共有する。
 - (1) 法第17条第6項(法第18条第3項及び第19条第3項において準用する場合を含む。)の規定による登録等の公示
 - (2) 法第17条第9項の規定による登録事項の変更の届出及び業務の休止又は廃止の届出の公示
 - (3) 法第18条第4項の規定による地域登録検査機関の登録の失効の公示

第3 登録事項の変更の届出等

- 1 法第17条第7項の規定による登録事項の変更の届出(法第17条第4項第6号に掲げる事項に係る変更の届出を除く。)は、登録事項変更届出書により、知事に届け出

る。

なお、地域登録検査機関は、届出に先立って相談を希望する場合、県に面談、郵送、電話、FAX又は電子メールにて事前相談を行うことができる。

2 法第 17 条第 8 項の規定による業務の休止及び廃止の届出は、地域登録検査機関業務休止（廃止）届出書により、知事に届け出る。

3 知事は、1 又は 2 の届出を受理したときは、登録台帳の記載事項の変更を行う。

第 4 業務規程の届出等

1 業務規程の届出

地域登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、業務規程を別紙 1「地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル」の内容を踏まえ作成し、知事に届け出る。

また、変更登録及び登録事項の変更等に伴い業務規程を変更するときも同様とする。

なお、地域登録検査機関は、届出に先立って相談を希望する場合、県に面談、郵送、電話、FAX又は電子メールにて事前相談を行うことができる。

2 業務規程の審査

業務規程の届出を受けた知事は、審査を行い、当該業務規程が農産物検査の適正かつ確実な実施上不相当であると認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命じる。

なお、審査に当たり、必要に応じて現地での確認を行うことができるものとする。

II 農林水産大臣に対する申出・検査結果報告

第 1 農林水産大臣に対する申出の取扱い

1 申出書の提出

法第 33 条第 1 項の農林水産大臣に対する申出（以下「申出」という。）を行おうとする者は、申出書（正副 2 通）を知事に提出して、申出を行う。

2 調査体制の整備

知事は、申出に迅速かつ的確に対応する観点から、あらかじめ申出受付窓口を開設する。

なお、申出に係る調査を行うために必要な農産物の積替え、運搬及び開装に要する費用は、申出を行った者の負担とする。

第 2 農産物検査の検査結果報告等

法第 3 条から第 10 条までの規定に基づき地域登録検査機関が実施した農産物検査の検査結果の取りまとめ及び報告並びに法第 29 条の規定に基づく検査結果その他農

産物検査に関する情報の提供については、次に定めるところによる。

1 検査結果の取りまとめ事項

知事は、地域登録検査機関が農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件（平成13年3月22日農林水産省告示第445号）の規定に基づき報告する検査結果に係る事項について、検査結果を取りまとめる。

2 検査結果の報告方法及び期日

知事は、基本要領に定める期日までに管内の検査結果について取りまとめを行い、電子メールにより北陸農政局長に報告を行う。

ただし、報告期日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に定める行政機関の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない事情により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ北陸農政局長に報告を行う。

3 情報の提供

（1）検査結果の公表

知事は、取りまとめた検査結果のうち、次に掲げるものについて公表の必要があると認める場合は、公表を行うことができる。

ア 国内産米穀の検査結果

イ 国内産麦類の検査結果

ウ 国内産大豆の検査結果

エ その他知事が公表の必要があると認める検査結果

（2）公表方法

（1）の公表に当たっては、農林水産省農産局長が公表した後に、ホームページへの掲載等により公表を行う。

4 情報請求者への情報の提供

（1）情報の提供時期

知事は、情報提供を請求する者（以下「情報請求者」という。）に対し、農林水産省農産局長が公表した後に情報の提供を行う。

（2）情報の提供内容

情報の提供内容は、3の（1）の公表内容及びその他取りまとめた情報について、知事が、法第29条の趣旨に基づき提供を認めたものとする。

なお、情報請求者に対して提供する情報の取扱いについては、原則として情報請求者限りとするよう、提供の際に指示する。

（3）情報の提供方法

知事は、情報請求者との話し合いにより提供方法を決定する。

なお、情報の提供に当たっては、知事は整理簿を作成し、情報請求者から依頼の

趣旨、活用の具体的内容を聴取するとともに、受渡方法と併せて記載しておくものとする。

Ⅲ 国との連携

知事は、Ⅰ及びⅡの事務に当たって、国と密接な連携の下に行うものとする。

Ⅳ 農林水産省共通申請サービス

この要領に基づく申請や報告等について、オンラインで行うことが可能なものについては、農林水産省共通申請サービスを使用する方法により行うことができる。

また、県は、申請又は報告等を行った者（以下「申請者等」という。）に対する承認等については、農林水産省共通申請サービスを使用する方法によることができる。

なお、申請者等が農林水産省共通申請サービスを使用する方法により申請又は報告等を行う場合は、農林水産省共通申請サービスのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

Ⅴ その他

Ⅰ及びⅡに係る手続の細部の事項は、別紙1から別紙4までに定めるところによる。

別紙1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル

別紙2 地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル

別紙3 農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル

別紙4 農産物検査の検査結果報告等マニュアル